

【表紙】

【提出書類】 変更報告書 No.16

【根拠条文】 法第27条の25第1項

【提出先】 関東財務局長

【氏名又は名称】 森・濱田松本法律事務所外国法共同事業  
弁護士 鈴木 克昌

【住所又は本店所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

【報告義務発生日】 2026年5月12日

【提出日】 2026年5月19日

【提出者及び共同保有者の総数（名）】 1

【提出形態】 その他

【変更報告書提出事由】 株券等保有割合が1%以上減少したこと

## 第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社A C S L
証券コード	6232
上場・店頭の間	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所グロース市場

## 第2【提出者に関する事項】

## 1【提出者（大量保有者） / 1】

## (1)【提出者の概要】

## 【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国法人）
氏名又は名称	ハイツ・キャピタル・マネジメント・インク (Heights Capital Management, Inc.)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国、19801、デラウェア州、ウィルミントン、スイート7 15、1201Nオレンジストリート、ワン・コマース・センター
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

## 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

## 【法人の場合】

設立年月日	1996年9月5日
代表者氏名	マーティン・コビンガー(Martin Kobinger)
代表者役職	プレジデント(President)
事業内容	投資

## 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所外国法共同事業 弁護士 鈴木 克昌 熊谷 真和 鈴木 彬史 橋川 文哉 櫛田 翔太
電話番号	03-5223-7828

## (2)【保有目的】

純投資（提出者は投資一任契約に基づき投資権限を有する）
-----------------------------

## (3) 【重要提案行為等】

該当事項はありません。
-------------

## (4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

## 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号	法第27条の23 第3項第3号
株券又は投資証券等(株・口)			56	
新株予約権証券又は新投資口 予約権証券等(株・口)	A	-	H 730,000	O
新株予約権付社債券(株)	B	-	I 197,796	P
対象有価証券カバードワラント	C		J	Q
株券預託証券				
株券関連預託証券	D		K	R
株券信託受益証券				
株券関連信託受益証券	E		L	S
対象有価証券償還社債	F		M	T
他社株等転換株券	G		N	U
合計(株・口)	V	W	X 927,852	Y
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	Z			
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	AA			
保有株券等の数(総数) (V+W+X+Y-Z-AA)	AB			927,852
株券、株券預託証券及び株券 信託受益証券のうち保有潜在 株券等の数に加算すべきもの の数	AC			
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L +M+N+O+P+Q+R+S+T+U+AC)				927,796

## 【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (2026年3月31日現在)	AD	18,603,296
提出者及び共同保有者の保有潜在株券等の 数	AE	927,796
保有潜在株券等のうち共同保有者間で引渡 請求権等の権利が存在するものとして控除 する潜在株券等の数	AF	

上記提出者の株券等保有割合(%) ( $AB / (AD+AE-AF) \times 100$ )	4.75
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	6.34

## (5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
2026年4月20日	新株予約権付社債券 (第2回無担保 転換社債型新株予 約権付社債)	131,578	0.67	市場外	処分	新株予約権 の行使
2026年4月20日	株券	131,578	0.67	市場外	取得	新株予約権 の行使によ る取得 (950円)
2026年4月22日	株券	131,600	0.67	市場内	処分	
2026年5月7日	新株予約権証券 (2023年第1回新 株予約権)	190,500	0.98	市場外	処分	新株予約権 の行使
2026年5月7日	株券	190,500	0.98	市場外	取得	新株予約権 の行使によ る取得 (878.11 円)
2026年5月8日	株券	4,800	0.02	市場内	処分	
2026年5月12日	株券	185,700	0.95	市場内	処分	

## (6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者はCVI Investments, Inc. (「割当先」)との投資一任契約に基づき、割当先のため株券等へ投資を行う権限を有する。

## &lt; 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債 &gt;

(1) 譲渡(但し、Bank of America、J.P. Morgan、Goldman Sachs & Co.又はこれらのいずれかの関連会社(「BofA等」)に対する譲渡を除く)の際に発行者の取締役会の承認が必要である。

(2) 各転換価額修正日に一定の条件が充足された場合、原則として、割当先は、社債の総額の8分の1に相当する額又は残存する社債の総額のうち低い額に係る部分(「本対象部分」)を、発行者普通株式に転換する。

(3) 各転換価額修正日に、修正後の転換価額が下限転換価額以下となる場合、原則として、発行者は、本対象部分を、各社債の金額100円につき100円と未払利息の合計額を0.9で除した金額で償還する。

(4) 発行者が一定の組成再編等の重要な取引を行う場合や発行者に一定の債務不履行事由等が生じた場合、発行者は残存する新株予約権付社債の全てを各社債の金額100円につき100円と未払利息の合計額の125%に相当する金額又は買取契約に従い算定される時価のうち高い方の金額で償還する。

(5) 発行者は、割当先に対して、20取引日以上前に、一定の期間を定めた通知を行い、当該期間中に割当先より新株予約権付社債の現金決済を希望する旨の通知を受領した場合に限り、発行要項第12項第(7)号に基づく新株予約権付社債の取得ができる。

(6) 新株予約権付社債の全部を割当先が保有しなくなる時まで、発行者が株価連動取引(以下に定義される。)に関する第三者からの提案等を検討する場合、発行者はまず、当該株価連動取引を検討する意向及びその主な条件等を記載した書面による通知を割当先に行う。当該通知がなされた場合、発行者は割当先の要求に従い、当該通知の日付から3週間、割当先と当該株価連動取引について排他的に誠実に協議する。

「株価連動取引」とは、発行者又はその子会社が、将来の普通株式の市場価格に基づいて再設定される価格で発行者の株式を取得する権利を保有者に付与する株式等価物(以下に定義される。)の発行又は売却に係る取引及びその発行価格又は売却価格が将来決定される有価証券の発行又は売却に係る契約の締結を意味する。

「株式等価物」とは、発行者又はその子会社の証券で、その保有者がいつでも発行者の株式の取得、転換等ができる権利を有するものを意味し、負債、優先株式、権利、オプション、ワラント若しくはその他の有価証券が含まれる。

## &lt; 2023年第1回新株予約権 &gt;

(1) 譲渡(但し、BofA等に対する譲渡を除く)の際に発行者の取締役会の承認が必要である。

(2) 発行者が一定の組成再編等の重要な取引を行う場合や発行者に一定の債務不履行事由等が生じた場合、発行者は、割当先の請求に応じて新株予約権を一定の計算方法に従い算出される金額で買い取る。

## (7) 【保有株券等の取得資金】

## 【取得資金の内訳】

自己資金額(AG)(千円)	
借入金額計(AH)(千円)	
その他金額計(AI)(千円)	180,118
上記(AI)の内訳	CVI Investments, Inc.の運用資金
取得資金合計(千円)(AG+AH+AI)	180,118

## 【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)

## 【借入先の名称等】

名称(支店名)	代表者氏名	所在地